

発電用火力設備の技術基準の解釈 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○発電用火力設備の技術基準の解釈（平成17年12月14日付け、平成17・11・17 原院第3号）

改正後	現行
（燃料電池設備の構造） 第44条 省令第31条第1項に規定する「安全なもの」とは、次の各号に掲げるものであり、第45条及び第46条の耐圧及び気密に係る性能を有するものをいう。 一 燃料電池設備に属する容器及び管（<u>一般用電気工作物である燃料電池設備に属する容器及び管のうち、液体燃料を通ずる部分を除く。</u>）にあっては、第3条、第4条及び第6条から第13条まで（第12条第1項第1号及び第6号並びにボイラー等に係る部分を除く。）を準用した規定に適合するもの 二・三 （略） <u>四 一般用電気工作物である燃料電池設備に属する容器及び管のうち、液体燃料を通ずる部分にあっては、日本工業規格JIS S 3030（2002）「石油燃焼機器の構造通則」の「5.構造」、「6.材料」及び「7.加工方法」の規定に適合するもの</u> 2 （略） （安全弁等） 第47条 （略） 2 <u>省令第32条第1項に規定する「適当な安全弁」とは、次の各号により設けられた安全弁をいう。</u> 一～四 （略） 3・4 （略） 5 <u>省令第32条第1項に規定する「適当な過圧防止装置」とは、過圧を防止することができる容量を有し、かつ、最高使用圧力以下で作動する大気放出板又は圧力逃がし装置をいう。</u> 6 <u>省令第32条第2項に規定する「適切な措置が講じられているもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>一 停止時に燃料ガスを通ずる部分を密閉しないもの</u> <u>二 停止時に燃料ガスを通ずる部分を密閉するものであって、密閉する区</u>	（燃料電池設備の構造） 第44条 省令第31条第1項に規定する「安全なもの」とは、次の各号に掲げるものであり、第45条及び第46条の耐圧及び気密に係る性能を有するものをいう。 一 燃料電池設備に属する容器及び管にあっては、第3条、第4条及び第6条から第13条まで（第12条第1項第一号及び第六号並びにボイラー等に係る部分を除く。）を準用した規定に適合するもの 二・三 （略） 2 （略） （安全弁等） 第47条 （略） 2 <u>省令第32条に規定する「適当な安全弁」とは、次の各号により設けられた安全弁をいう。</u> 一～四 （略） 3・4 （略） 5 <u>省令第32条に規定する「適当な過圧防止装置」とは、過圧を防止することができる容量を有し、かつ、最高使用圧力以下で作動する大気放出板又は圧力逃がし装置をいう。</u>

間の圧力が最高使用圧力を超えることを防止する機能又は構造を有するもの

(廃棄物固形化燃料)

第103条 省令第69条に規定する「燃料に含まれる水分を適切に維持する」とは、日本工業規格 JIS TR Z 0011(2002)の規定に適合する廃棄物固形化燃料（RDF）にあつては、10質量パーセント以下に維持することをいう。

(記録装置)

第103条の2 (略)

(記録装置)

第103条 (略)